

公布された条例のあらまし

◇奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

- 1 奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会の所掌事務の追加
  - (1) 奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人奈良県立病院機構に関し、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどることとした。
    - ア 法の規定による中期計画の認可について知事に意見を述べること。
    - イ 法に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価について知事に意見を述べること。
  - (2) 奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会は、当分の間、地方独立行政法人奈良県立病院機構に関し、法及び(1)によりその権限に属させられた事項を処理するほか、財務及び会計に関し知事が必要と認める事務をつかさどることとした。
    - 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
    - 3 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

- (1) 平成三十三年以後の各年度分の個人の県民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を百三十五万円以下（現行百二十五万円以下）とすることとした。
- (2) 平成三十三年以後の各年度分の個人の県民税における調整控除については、前年の合計所得金額が二千五百万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととするに伴い、調整控除の適用はできないこととした。

いこととする事とした。

(3) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする事とした。

(4) 平成三十三年以後の各年度分の個人の県民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者については、県民税の所得割を課さないものとする事とした。

## 2 たばこ税関係

(1) 加熱式たばこの課税方式について、次の措置を講ずることとした。

ア 製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を設けることとした。

イ 加熱式たばこの喫煙用具であつて、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして条例の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすることとした。

ウ 加熱式たばこの課税標準を次の(イ)及び(イ)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとした。

(イ) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。

）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算することとした。

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの一本の金額に相当する金額をもつて、紙巻たばこの〇・五本に換算することとした。

エ ウの換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすることとした。

(イ) 平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じた本数の合計数

(イ) 平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じた本数及びウの方法に

より換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じた本数の合計数

(ウ) 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じた本数の合計数

(エ) 平成三十三年十月一日から平成三十四年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じた本数の合計数

(2) 次に掲げる期間におけるたばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。

ア 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき九百三十円

イ 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき千円

ウ 平成三十三年十月一日以後 千本につき千七十円

(3) 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

ア 平成三十年十月一日

イ 平成三十二年十月一日

ウ 平成三十三年十月一日

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三%とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

第三 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三%とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

#### 第四 奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

奈良県税条例等の一部を改正する条例において講じた紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率の経過措置について、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の税率は、同年九月三十日まで適用を延長することとした。

#### 第五 施行期日等

1 平成三十年十月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- (1) 第二及び第三並びに2の一部 公布の日
  - (2) 第一の1(3)及び3の一部並びに2の一部 平成三十一年一月一日
  - (3) 第一の3の一部 平成三十一年四月一日
  - (4) 第一の2(1)エ(イ)及び3の一部 平成三十一年十月一日
  - (5) 第一の3の一部 平成三十二年四月一日
  - (6) 第一の2(1)エ(ウ)、(2)イ及び(3)イ並びに2の一部 平成三十二年十月一日
  - (7) 第一の1(1)、(2)及び(4)並びに2の一部 平成三十三年一月一日
  - (8) 第一の2(1)エ(エ)、(2)ウ及び(3)ウ並びに2の一部 平成三十三年十月一日
  - (9) 第一の2(1)ウ及び2の一部 平成三十四年十月一日
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

#### ◇地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 題名の改正

題名を「地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改めることとした。

##### 2 事業税等の特例措置の適用期限の延長

特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。

##### 3 不動産取得税及び固定資産税の課税免除

集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから地方活力向上地域に移転して設備を新設し、又は増設した者に係る不動産取得税については、課税免除をすることができることとし、固定資産

税については、不均一課税に加え、課税免除をすることができるとすることとした。

4 一定の家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三%とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) 2及び4については平成三十年四月一日から、1、3及び5の一部については同年六月一日から適用することとした。

(3) その他所要の経過規定を置くこととした。

#### ◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 題名の改正

題名を「奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例」に改めることとした。

2 目的

この条例は、本県における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、旅館業法（以下「法」という。）の施行及びその他の旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めることを目的とすることとした。

3 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準

ア 次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備（イの（イ）において「玄関帳場等」という。）が設けられていること。

（イ） 事務を行うのに適した広さを有すること。

（イ） 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の全てが必ず通過する場所に設けられていること。

(ウ) 宿泊者等と直接面接できる構造であること。

イ 次に掲げる要件を備えた旅館業法施行令に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、アに掲げる基準によらないことができること。

(ア) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(イ) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

ウ 共同用の浴室又はシャワー室が設けられている場合は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 男子用及び女子用の区分があること。

(イ) 外部から見通されない構造であること。

(ウ) 男子用及び女子用のものが隣接して設けられている場合は、相互に見通すことができない構造であること。

(エ) 男子用及び女子用の脱衣室が設けられていること。

エ 共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられている場合は、その便所とは、扉等で区画されていること。

オ 寝具類は、宿泊者の定員に応じて十分な数を有すること。

#### 4 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

ア 施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備（ア）において「玄関帳場等」という。）が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。

(ア) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(イ) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

イ 共同用の浴室又はシャワー室が設けられている場合は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 外部から見通されない構造であること。

(イ) 男子用及び女子用のものが隣接して設けられている場合は、相互に見通すことができない構造であること。

ウ 共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられている場合は、その便所とは、扉等で区画されていること。

エ 寝具類は、宿泊者の定員に応じて十分な数を有すること。

## 5 下宿営業の施設の構造設備の基準

ア 寝具類は、適当な数を有すること。

イ 共同用の浴室又はシャワー室が設けられている場合は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 外部から見通されない構造であること。

(イ) 男子用及び女子用のものが隣接して設けられている場合は、相互に見通すことができない構造であること。

ウ 共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられている場合は、その便所とは、扉等で区画されていること。

## 6 衛生措置の基準

ア 旅館・ホテル営業の客室の衛生措置の基準は、次のとおりとすることとした。

(ア) (イ)以外の客室にあつては、床面積三・二平方メートルにつき一人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積二・四平方メートルにつき一人とすることができることとした。

(イ) 寝台を置く客室にあつては、床面積四・五平方メートルにつき一人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積三・〇平方メートルにつき一人とすることができることとした。

イ 簡易宿所営業の客室の衛生措置の基準のうち、宿泊者の数を十人以上として法の許可の申請がなされた施設にあつては、床面積（階層式寝台を置く場所の床面積を除く。）二・四平方メートルにつき一人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、当該寝台の階層ごとに床板の面積一・六平方メートルにつき一人とすることとした。

## 7 営業者の努力義務

営業者は、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に関し、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

ア 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することによるその移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上のために必要な措置

イ 外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の旅館業の施設及びサービスの利用に係る利便を増進するために必要な措置

ウ ア及びイに掲げるもののほか、旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

## 8 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保

営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であって規則で定めるものを講じなければならないこととした。

## 9 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項の説明

(1) 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項であって規則で定めるものについて説明しなければならないこととした。

(2) 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて(1)の説明をしなければならないこととした。

## 10 苦情等への対応

営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならないこととした。

## 11 旅館業の業務を適切に実施するための体制整備

営業者は、法並びに9及び10の義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基

準に従って、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならぬこととした。

ア 法の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び9の(1)の説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

イ 旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

#### 12 知事への定期報告

営業者は、宿泊者数その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならないこととした。

#### 13 営業者の公表

知事は、営業者に関し、規則で定める事項を旅館業の施設ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとした。

#### 14 その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 15 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。ただし、8、9、11のA及び12については、平成三十年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

### ◇奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例

#### 例

#### 1 既存病床数及び申請病床数の補正の方法の規定の削除

介護老人保健施設の入所定員数を既存病床数及び申請病床数の補正対象とする規定並びに当該規定を当分の間適用しないこととする規定を削除することとした。

#### 2 既存病床数及び申請病床数の補正に係る経過措置の追加

病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可、診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は医療法の規定による命令若しくは要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則に規定する区域における既存の病床数及び当該

申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。以下同じ。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、条例の規定にかかわらず、療養病床に係る既存の病床数として算定することとした。

### 3 療養病床に係る既存病床数の算定に関する経過措置の追加

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の条例で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすこととするものとした。

### 4 病院等の人員の基準に係る経過措置の適用期間の延長

(1) 療養病床を有する病院であって、特定介護療養型医療施設（平成二十四年四月一日において健康保険法等の一部を改正する法律の規定による改正前の介護保険法の指定を受けている同法に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は特定病院（看護師等の員数（看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数をいう。以下同じ。）が基準に満たない病院をいう。以下同じ。）であることを知事に届け出た開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合の看護師等の員数の基準の適用期間を、平成三十六年三月三十一日までとすることとした。

(2) 療養病床を有する診療所であって、特定介護療養型医療施設又は特定診療所（平成二十四年四月一日において看護師等の員数が基準に満たない診療所をいう。）であることを知事に届け出た開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合の看護師等の員数の基準の適用期間を、平成三十六年三月三十一日までとすることとした。

## 5 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

国営大和高原北部土地改良事業（農地造成、農業用排水、区画整理）に係る負担金の徴収が完了したことに伴い、規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

1 一部の県営住宅の廃止

奈良県営住宅長寿命化計画に基づき、築山県営住宅は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。